

由利本莊市耐震改修促進計画

[平成22年度～平成32年度]

平成22年2月策定

平成23年1月改定

平成28年5月改定

由利本莊市建設部建築住宅課

由利本荘市耐震改修促進計画

目次

| | |
|---|----|
| 1 由利本荘市耐震改修促進計画 | |
| (1) 計画策定の背景 | 2 |
| (2) 計画の目的 | 3 |
| (3) 計画の位置付け | 3 |
| 2 由利本荘市で想定される地震の規模及び被害の状況 | |
| (1) 由利本荘市で想定される地震 | 4 |
| (2) 被害想定結果 | 4 |
| 3 住宅・公共建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標 | |
| (1) 木造戸建住宅の耐震化の現状と目標設定 | 5 |
| (2) 公共建築物の耐震化の現状と目標設定 | 5 |
| 4 住宅・建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策に関する事項 | |
| (1) 耐震化促進に係る基本的な取り組み方針 | 7 |
| (2) 耐震化促進を図るための支援策 | 7 |
| (3) 安心して耐震診断・改修を行うことができる環境整備 | 7 |
| (4) 地震時の総合的な安全対策 | 7 |
| (5) 優先的に耐震化に着手すべき建築物の設定 | 7 |
| (6) 重点的に耐震化すべき区域の設定 | 8 |
| 5 住宅・建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及 | |
| (1) 地震防災マップの作成・公表及び活用 | 9 |
| (2) 相談体制及び情報提供の充実 | 9 |
| (3) 家具の転倒防止策の推進 | 9 |
| (4) 町内会との連携 | 9 |
| 6 その他耐震化促進に関し必要な事項 | |
| 資料1 特定建築物 | 10 |
| 資料2 緊急輸送道路 | 11 |
| 資料3 耐震相談窓口 | 12 |

1 由利本荘市耐震改修促進計画

(1) 計画策定の背景

平成7年に発生した阪神・淡路大震災は、戦後初めての大都市を直撃した激震であり、大規模な都市災害が発生し、建築物についても多くの被害が生じ、多数の貴重な人命が失われるという凄まじい自然の破壊力を見せつけました。

この震災の建築物の被害状況において、特に昭和56年の建築基準法改正による「新耐震設計法^{※1}」以前の建築物の被害が顕著であったことから、国民の生命、身体及び財産の保護を目的とし、建築物の耐震改修を円滑に推進するために「建築物の耐震改修の促進に関する法律（以下「耐震改修促進法」という。）」（平成7年法律第123号）が平成7年10月27日に公布され、同年12月25日より施行されました。

平成16年10月の新潟県中越地震、平成17年3月の福岡県西方沖地震などの大地震が頻発しており、我が国において、大地震はいつどこで発生してもおかしくない状況にあるとの認識が広がっています。また、東海地震、東南海、南海地震及び首都直下型地震などの発生の切迫性が指摘され、ひとたびそれらの大地震が発生すると被害は甚大なものになると想定されています。

そこで国においては、平成18年から10年後（平成27年）に死者数及び経済被害額を被害想定から半減させるという観点から、住宅及び一定規模以上の建築物の耐震化^{※2}を現状の75%から90%にすることを目標としました。それを達成するために、耐震改修促進法の改正が平成17年11月7日に公布され、平成18年1月26日より施行されました。

この改正では、建築物の耐震診断^{※3}及び耐震改修^{※4}の一層の促進を図るため、国土交通大臣による基本方針及び都道府県による耐震改修促進計画の策定が規定され、これを受けて秋田県では平成19年3月、「秋田県耐震改修促進計画」（以下「県促進計画」という）を策定しています。

由利本荘市では、昭和58年5月の日本海中部地震以来大きな地震災害は発生していませんが、近年、東北地方で地震が相次いでいることも鑑み、由利本荘市においても「由利本荘市耐震改修促進計画」（以下「本計画」という。）を策定することとしました。

※1 昭和56年6月1日から施行された建築基準法の構造設計基準のこと。昭和56年以前に建てられたものは、それ以降のものに比べて地震に対する安全性が劣っている場合があると考えられます。

※2 耐震改修、建替え等により、地震に対する安全性が確認された状態。

※3 既存建築物の地震に対する安全性を評価すること。

※4 地震に対する安全性の向上を目的として行う改修のこと。

(2) 計画の目的

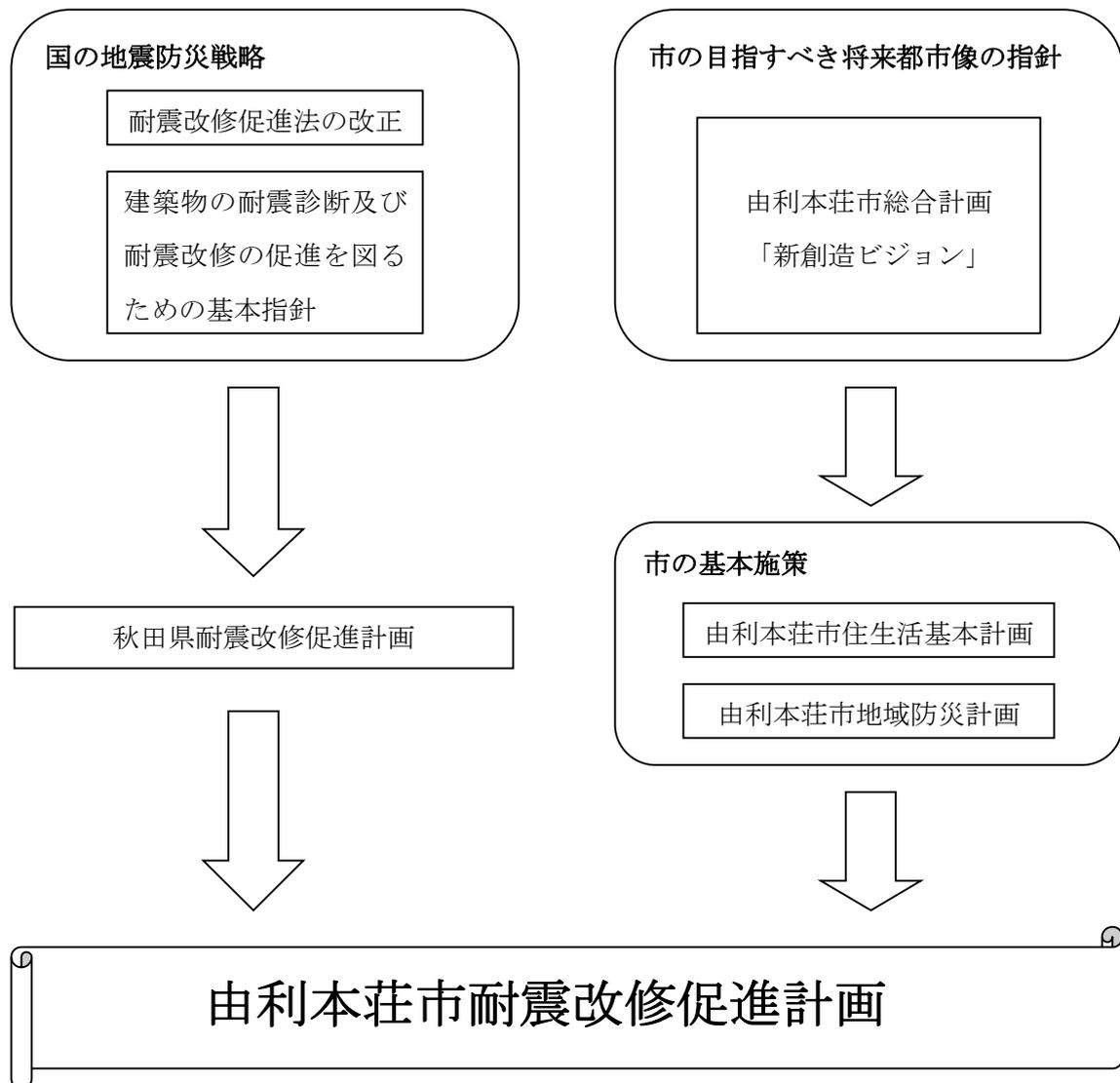
本計画は、地震による建築物等の倒壊又は損壊により生ずる、人身被害また物的被害を防止・軽減させることを目的として、既存建築物等の耐震化の促進を図るための基本的な方針として、耐震改修促進法第6条の規定に基づき策定します。

(3) 計画の位置付け

本計画は、国の基本方針に基づいて策定された「県促進計画」(平成19年3月策定(第1期)、平成28年3月策定(第2期))を勘案して策定します。

また、由利本荘市がめざす将来都市像の指針である、「由利本荘市総合計画(新創造ビジョン)」(平成27年3月策定)に基づくとともに、「由利本荘市地域防災計画」((平成27年6月修正)以下「市防災計画」という。)等の基本施策との整合性を図りながら定めるものです。

なお、本計画の計画期間を、平成22年度から平成32年度までの11年間とします。



2 由利本荘市で想定される地震の規模及び被害の状況

(1) 由利本荘市で想定される地震

秋田県地震被害想定調査（平成25年8月）の前提となる「想定地震」については、秋田県内に被害を及ぼす地震の中から、由利本荘市に最も影響のある次の地震を想定します。

◆ 北由利断層（マグニチュード7.3、最大震度7）＊国の想定地震

(2) 被害想定結果

本市に影響を及ぼすとされる北由利断層地震の被害想定結果は以下のとおりです。

| 種別 | 建物被害 | | | 人的被害 | | ライフライン被害 | | 避難者数 |
|------------------|-------------|-------------|-------------|------------|-------------|-------------|--------------|------------|
| | 全壊棟数 (棟) | 半壊棟数 (棟) | 焼失棟数 (棟) | 死者数 (人) | 負傷者数 (人) | 断水人口 (人) | 停電世帯 (世帯) | 4日後 (人) |
| 北由利断層 (M=7.3) | 12,014 | 13,884 | 30 | 748 | 3,551 | 46,338 | 24,212 | 28,099 |

※由利本荘市地域防災計画より抜粋。

3 住宅・公共建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標

(1) 住宅の耐震化の現状と目標値の設定

平成25年の住宅・土地統計調査^{※5}及び国における住宅の耐震化の状況を参考にした場合、本市の住宅については、平成25年度末時点で、住宅総数（居住世帯）26,840戸のうち17,885戸（約66.6%）の住宅が耐震性を有していると推計され、平成27年度末時点においては、推計値で約68.1%と本市の目標（80%）に届いておりません。

本市においては、地震による人的被害及び物的被害を軽減させるため、今後も粘り強く取り組む必要があることから、耐震性を有する住宅を平成32年度末までに（県促進計画を踏まえ）85%とすることを目標とします。

*住宅の耐震化率目標

国の目標 95%（建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的方針 平成28年3月）

県の目標 85%（県促進計画 平成28年3月）

表1 住宅の耐震化の現状と目標値

| 区分 | 住宅総数(a) | | | | 耐震化率 (平成25年度) (b)/(a) | 耐震化率 (平成32年 度) |
|--------|---------|----------|-------|--------------|-----------------------------|----------------------|
| | 戸 | S55以前の住宅 | | S56以降 の住宅 | | |
| 木造住宅 | 23,530 | 10,282 | 1,472 | 13,248 | 66.6% | 目標 85% |
| 木造戸建以外 | 3,310 | 605 | 460 | 2,705 | | |
| 計 | 26,840 | 10,887 | 1,932 | 15,953 | | |

（平成25年住宅・土地統計調査等により推計）

なお、目標の達成状況は住宅・土地統計調査の結果等を用いて行うこととし、結果ごとに目標の進捗状況を検証し推進するものとします。

(2) 公共建築物（特定建築物）の耐震化の現状と目標設定

耐震改修促進法第6条第1項に規定する特定建築物については、現状調査及び国における耐震化の状況を参考とした場合、平成27年度末時点で、由利本荘市所有の特定建築物の耐震化状況は表2のとおり、総数76棟のうち、74棟（約97%）が耐震性を有しております。

公共建築物は、災害時において避難場所や災害対策拠点として活用されるため、耐震性を有する特定建築物を平成32年度末までに（県促進計画を踏まえ）100%とすることを目標とし、財政状況を勘案しながら耐震化を進めていきます。

なお、由利本荘市所有の特定建築物に当たらない施設や、由利本荘市が加入する一部事務組合が所有する建築物についても平常時の利用者の安全確保、並びに災害時には避難、救護等の防災拠点といった用途等になりうることを考慮し、必要に応じて耐震化を図ります。

*県所有特定建築物の耐震化率目標

県の目標 100%（県促進計画 平成28年3月）

^{※5} 国において、住宅、世帯に関し、建物の用途、居住室の数及び広さ、住宅・土地の保有など居住状況の実態を5年ごとに調査しています。

表2 公共建築物の現状と目標値

| 区分 | 特定建築物総数 | | | | 耐震化率 (平成27年 度) | 耐震化率 (平成32年 度) |
|------|---------|-----------|------|---------------|----------------------|----------------------|
| | | S56以前の建築物 | | S56以降 の建築物 | | |
| | | | 耐震性有 | | | |
| 学校 | 46 | 17 | 17 | 29 | 97% | 100% |
| 病院 | 1 | 0 | 0 | 1 | | |
| 集会所等 | 5 | 3 | 2 | 2 | | |
| 公営住宅 | 4 | 1 | 1 | 3 | | |
| その他 | 20 | 7 | 6 | 13 | | |
| 計 | 76 | 28 | 26 | 48 | | |

(平成27年3月31日時点)

4 住宅・建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策に関する事項

(1) 耐震化促進に係る基本的な取り組み方針

住宅・建築物の耐震化を促進するためには、建築物の所有者が地域防災対策を自らの問題・地域の問題として意識して取り組むことが不可欠です。

由利本荘市は、所有者等の取り組みを支援する観点から、耐震診断及び耐震改修を行いやすい環境の整備や費用負担の軽減のための施策を講じ、耐震改修の実施の阻害要因となっている課題を解決していくことを基本的な取り組み方針とします。

(2) 耐震化促進を図るための支援策

建築物の耐震化は、所有者の責任において実施することですが、耐震診断・耐震改修に必要な費用の負担が耐震化の促進にあたって阻害要因となっていると考えられます。

また、由利本荘市において、耐震化を有していない戸建住宅のほとんどが木造であると推定されることから、木造戸建住宅の耐震診断・耐震改修に対する補助制度を設け、耐震化の促進を図ります。

(3) 安心して耐震診断・改修を行うことができる環境整備

耐震相談窓口の設置やホームページ等で補助制度の内容を幅広く周知し、木造住宅の耐震化を行おうとする方が実施しやすい環境整備に努めます。

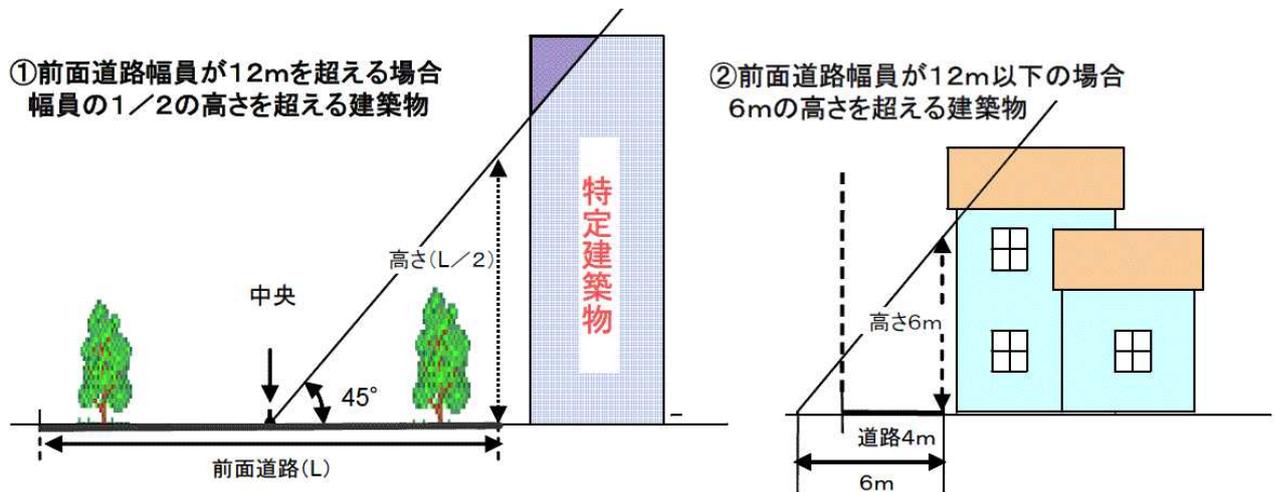
(4) 地震時の総合的な安全対策

地震による被害の教訓として、新潟中越地震では、敷地の崩落などにより危険となった住宅が多く見られ、福岡県西方沖地震では、ブロック塀の倒壊による人身被害が発生するなど、敷地やブロック塀等の安全対策が求められています。このことから、ブロック塀の倒壊防止、窓ガラス・天井等の落下防止対策、家具の転倒防止対策など、地震時の総合的な安全対策について、防災訓練等を活用して啓発活動に努めます。

(5) 優先的に耐震化に着手すべき建築物の設定

次の建築物を優先的に耐震化に着手すべき建築物として設定し、早期に耐震化を図るように努めます。

- ・ 市防災計画に指定された避難場所等施設
- ・ 文教施設
- ・ 市防災計画に指定された緊急輸送道路沿道で前面道路の幅員に対し一定の高さを有する建築物（耐震改修促進法第6条第3号に規定する建築物）



国土交通省ホームページ（道路閉塞させる住宅・建築物）より

（6）重点的に耐震化すべき区域の設定

市防災計画に指定された緊急輸送道路沿道の区域を重点的に耐震化すべき区域として指定します。特に平成17年度国勢調査による人口集中地域内で第1次緊急輸送道路沿道の区域の建築物を早期に耐震化を図るように努めます。

5 住宅・建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及

(1) 地震防災マップの作成・公表及び活用

建築物の所有者等が、地震防災対策を自らの問題、地域の問題として意識し、地震防災対策に積極的に取り組むためのものとして、発生のおそれがある地震の概要と、地震による危険性の程度等を記載した地図（以下「地震防災マップ」という。）の作成・公表が有効です。

このことから、「秋田県地震被害想定調査」による震度分布図や液状化危険度分布図等を活用し、地震防災マップの作成に努めます。

(2) 相談体制及び情報提供の充実

木造住宅の耐震診断・耐震改修相談窓口を常設し、相談体制の充実を図ります。また、広報誌への掲載や、ホームページ、ケーブルテレビ等による情報提供を行い、市民の防災意識の向上に努めます。

(3) 家具の転倒防止策の推進

阪神・淡路大震災における犠牲者の多くが家具の下敷きになり、逃げ遅れる等、自宅内で死傷していることから、平常時から室内での居住者被害を防ぎ、安全な避難経路を確保するためにも、家具等を固定することは、非常に重要です。

このことから、広報誌への掲載やホームページ、ケーブルテレビ等による啓発・周知を行い、自らできる地震対策の普及に努めます。

(4) 町内会との連携

町内会や自主防災組織への情報提供を積極的に行い、地域における防災活動の支援をしていきます。

6 その他耐震化促進に関し必要な事項

本計画は耐震化の進捗状況や社会情勢の変化を勘案し、適宜見直しを行いながら本計画の推進を図ります。

| 法 | 用途 | 特定建築物の規模要件 |
|--------------------------------|--|-------------------------------------|
| 耐震改修促進法第6条第1号 | 学校 | 小学校、中学校、中等教育学校の前期課程、盲学校、聾学校若しくは養護学校 |
| | | 上記以外の学校 |
| | 体育館(一般公共の用に供されるもの) | 階数1以上かつ1,000㎡以上 |
| | ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する運動施設 | 階数3以上かつ1,000㎡以上 |
| | 病院、診療所 | 階数3以上かつ1,000㎡以上 |
| | 劇場、観覧場、映画館、演芸場 | 階数3以上かつ1,000㎡以上 |
| | 集会場、公会堂 | 階数3以上かつ1,000㎡以上 |
| | 展示場 | 階数3以上かつ1,000㎡以上 |
| | 卸売市場 | 階数3以上かつ1,000㎡以上 |
| | 百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗 | 階数3以上かつ1,000㎡以上 |
| | ホテル、旅館 | 階数3以上かつ1,000㎡以上 |
| | 賃貸住宅(共同住宅に限る。)、寄宿舎、下宿 | 階数3以上かつ1,000㎡以上 |
| | 事務所 | 階数3以上かつ1,000㎡以上 |
| | 老人ホーム、老人短期入所施設、身体障害者福祉ホームその他これらに類するもの | 階数2以上かつ1,000㎡以上 |
| | 老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの | 階数2以上かつ1,000㎡以上 |
| | 幼稚園、保育所 | 階数2以上かつ500㎡以上 |
| | 博物館、美術館、図書館 | 階数3以上かつ1,000㎡以上 |
| | 遊技場 | 階数3以上かつ1,000㎡以上 |
| | 公衆浴場 | 階数3以上かつ1,000㎡以上 |
| | 飲食店、キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの | 階数3以上かつ1,000㎡以上 |
| | 理髪店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗 | 階数3以上かつ1,000㎡以上 |
| | 工場(危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物を除く。) | 階数3以上かつ1,000㎡以上 |
| | 車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合の用に供するもの | 階数3以上かつ1,000㎡以上 |
| 自動車車庫その他の自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設 | 階数3以上かつ1,000㎡以上 | |
| 郵便局、保健所、税務署その他これに類する公益上必要な建築物 | 階数3以上かつ1,000㎡以上 | |
| 同2号 | 危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物 | 政令で定める数量以上の危険物を貯蔵、処理する全ての建築物 |
| 同3号 | 地震によって倒壊した場合においてその敷地に接する道路の通行を妨げ、多数の者の円滑な避難を困難とするおそれがあり、その敷地が都道府県耐震改修促進計画に記載された道路に接する建築物 | 全ての建築物 |

緊急輸送道路

| 地域 | 区分 | 路線名 |
|-----|--------|---|
| 本荘 | 国道 | 国道7号線、国道107号、国道105号、国道108号、国道341号 |
| | 主要地方道 | 本荘西目線 |
| | 市道等 | |
| 矢島 | 国道 | 国道108号 |
| | 主要地方道 | 仁賀保矢島館合線、鳥海矢島線、象潟矢島線 |
| | 一般道 | 32路線 |
| 岩城 | 国道 | 国道7号線、国道341号 |
| | 県道 | 雄和岩城線 |
| | 主要地方道 | 本荘岩城線 |
| | 一般道 | 1級認定13路線 |
| 由利 | 国道 | 国道108号 |
| | 主要地方道 | 仁賀保矢島館合線、前郷停車場線、南由利原鮎川線、西滝沢・館線 |
| 大内 | 国道 | 国道105号 |
| | 主要地方道 | 秋田雄和本荘線、横手大森大内線、本荘大内線、本荘岩谷線 神岡南外東由利線 |
| | 一般道 | 檜淵横渡線 |
| 東由利 | 国道 | 国道107号 |
| 西目 | 国道 | 国道7号線 |
| | 主要地方道 | 本荘西目線 |
| | 一般道、県道 | 冬師西目線、院内孫七山線 |
| | 市道等 | 13路線 |
| 鳥海 | 国道 | 国道108号 |
| | 主要地方道 | 十文字羽後鳥海線、鳥海矢島線 |
| | 県道 | 大川端伏見線 |

耐震相談窓口

| 窓口 | 所在地 | 電話番号 |
|-----------------|---------------------|---------|
| 建設部 建築住宅課 住宅班 | 由利本荘市美倉町27-2 | 24-6334 |
| 矢島総合支所 建設課 建設班 | 由利本荘市矢島町矢島町20 | 55-4955 |
| 岩城総合支所 建設課 建設班 | 由利本荘市岩城内道川字新鶴潟50 | 73-2015 |
| 由利総合支所 建設課 建設班 | 由利本荘市前郷字前郷82 | 53-2115 |
| 大内総合支所 建設課 建設班 | 由利本荘市岩谷町字日渡100 | 65-2802 |
| 東由利総合支所 建設課 建設班 | 由利本荘市東由利老方字橋脇112 | 69-2115 |
| 西目総合支所 建設課 建設班 | 由利本荘市西目町沼田字弁天前40-61 | 33-4616 |
| 鳥海総合支所 建設課 建設班 | 由利本荘市鳥海町伏見字赤浜28-1 | 57-2204 |
| (社)秋田県建築士会 由利支部 | 由利本荘市石脇字尾花沢54-133 | 23-3588 |